

社団法人 日本経営士会
四 国 支 部 規 則

平成 3 年 4 月 28 日制定

(名称)

第 1 条 この支部は、社団法人経営士会四国支部と称する。

(事務所)

第 2 条 この支部は、事務所を香川県高松市に置く。

(構成)

第 3 条 この支部の会は、香川県、愛媛県、高知県、徳島県に住所を有する、社団法人日本経営士(以下、本部という。)正会員および準会員をもって構成する。

(目的)

第 4 条 この支部は、本部の基本方針に則り、その目的達成に協力する。

2 この支部は、支部会員の相互研修と業務の協力を促進し、その経営的・社会的地域の向上をはかり、あわせ地地域社会の発展と企業経営の合理化推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この支部は、前条の目的を達成するため、本部の協力を得て、つぎの事業をおこなう。

- (1) 支部会員の資質の向上をはかるための研修
- (2) 支部会員の相互親睦と業務の協力
- (3) 経営士業務に関する情報の交換と広報活動
- (4) 本部から委託された業務
- (5) 専門部会事項の調査研究とその成果の発表
- (6) 本部および他支部ならびに関係機関・団体との連絡ならびに協力
- (7) その他、この支部の目的達成に必要な事項

(支部委員)

第 6 条 この支部に、つぎの役員を置く。

支部長	1 名
副支部長	1 名以上
常任幹事	1 名以上
幹事	7 名以上(副支部長、常任幹事を含む)
支部監事	2 名以内

2 支部委員(支部長、支部監事を除く)の数は、別に定める支部規定による。

(支部委員の選任)

第 7 条 幹事および支部監事の任期は、別に定める支部役員選挙規程による。

2 支部長の選任は、別に定める役員選挙手続規定による。

(支部役員の任期)

第 8 条 支部役員の任期は、本部役員の任期に準ずる。

(支部役員の職務)

第 9 条 支部長は、支部業務を統括し、その業務について本部会長に報告・連絡しなければならない。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した副支部長がその職務を代行する。

3 常任幹事は、支部長、副支部長を補佐し、担当業務を執行する。

4 幹事は、所管業務を処理する。

5 支部幹事は、会計および業務を監査し、それを支部総会および本部理事会に報告しなければならない

(支部相談役)

- 第10条 支部長は、支部幹事会の同意を得て、支部相談役を委嘱することができる。
- 2 支部相談役は、支部の運営および事業に関して、支部長の諮問に答える。
 - 3 支部相談役の任期は、支部役員の任期に準ずる。

(支部運営委員)

- 第11条 支部長は、支部運営上必要に応じ、支部運営委員若干名をおくことができる。
- 2 支部運営委員は、支部幹事会の議を得て、支部長が委嘱する。
 - 3 支部運営委員の任期は、支部役員の任期に準ずる。

(会議の種類)

- 第12条 会議は、これを支部総会、幹事会および常任幹事会にわけるとする。

(支部総会の構成)

- 第13条 支部総会は、支部に所属する会員をもって構成する。

(総会の時期)

- 第14条 支部総会は、これを定期支部総会および臨時支部総会にわけるとする。
- 2 定期支部総会は、毎年1回事業年度終了後4ヵ月以内にこれを開催し、臨時支部総会は、幹事会が必要と認めたとき、本部長より要請のあったとき、または次条第2項の場合に開催する。

(支部総会の招集および議長)

- 第15条 支部総会は、支部長が招集してその議長となる。
- 2 支部長は、支部に所属する会員の5分の1以上の連名をもって、または、支部監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、総会を招集しなければならない。

(支部総会の成立要件)

- 第16条 支部総会は、支部に所属する会員の過半数の出席をもって成立する。

(支部総会の表決方法)

- 第17条 支部総会の議長は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(欠席会員の表決方法)

- 第18条 やむをえない理由のため、支部総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決することができる。
- この場合、前2条の出席とみなす。

(支部総会の付議事項)

- 第19条 支部総会には、つぎの事項を付議する。
- (1) 支部予算および決算
 - (2) 支部事業計画および事業報告
 - (3) 支部規約の変更
 - (4) その他、支部長が付議した事項

(幹事会)

- 第20条 幹事会は、支部長、副支部長、常任幹事および幹事をもって構成し、原則として年2回以上開催する。

(幹事会の付議事項)

- 第21条 幹事会には、つぎの事項を付議する。
- (1) 支部予算および決算
 - (2) 支部事業計画および事業報告
 - (3) 支部内規の制定および改廃
 - (4) 支部総会より委託された事項
 - (5) その他、支部長が付議した事項

(常任幹事会)

第22条 常任幹事会は、支部長、副支部長および常任幹事をもって構成し、支部長が必要と認める時に開催、支部運営に関する事項を協議する。

(経費の支弁)

第23条 この支部の経費は、本部よりの交付金、その他の収入により支弁する。

2 支部会員が会合に出席した場合、その費用の一部または全部を負担させることがある。

(事業年度)

第24条 この支部の事業年度は、毎年4月 日に始まり翌年3月31日に終わる。

(地区組織)

第25条 支部規定第14条により、この支部に地区組織(以下、県会という。)として、香川会、愛媛会、高知会および徳島会を設ける。

2 県会は、その地区会員の研修、連絡、親睦等を図ることを目的とする。

3 県会の役員は、会長、副会長、運営委員および監査委員とし、その任期は、支部役員
の任期に準ずる。

(準用)

第26条 この規約に定めのない事項は、本部定款、支部規程および関連規定を準用する。

(付則)

この規約は、本部理事会承認に日より施行する。

(以上)